

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 一般廃棄物
 - 第1節 一般廃棄物再生利用業(第2条—第9条)
 - 第2節 一般廃棄物処理施設(第10条—第19条)
- 第3章 産業廃棄物
 - 第1節 事業者(第20条—第24条)
 - 第2節 産業廃棄物再生利用業(第25条)
 - 第3節 産業廃棄物処理業者(第26条—第29条)
 - 第4節 特別管理産業廃棄物処理業者(第30条—第33条)
 - 第5節 産業廃棄物処理施設(第34条—第39条)
 - 第6節 県外から搬入される産業廃棄物(第40条)
- 第4章 雑則(第41条)

附則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物再生利用業

(一般廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する指定(以下この節において「再生利用個別指定」という。)を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業の範囲
- (4) 再生利用を行う事業所の所在地
- (5) 再生利用の目的
- (6) 再生利用の方法
- (7) 取引関係
- (8) 事業開始予定年月日
- (9) 当該再生利用個別指定の事業に係る担当者及び連絡先
- (10) 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、名称及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)
- (11) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の氏名及び住所
- (12) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (13) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (8) 申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令第2条の2又は第2条の4に規定する基準に適合することを証明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 事務所及び事業場の付近の見取図

- (11) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (13) 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)
- (14) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合は、登記事項証明書)
- (16) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 3 市長は、[第1項](#)の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、所定の再生利用個別指定業指定証(以下この節において「指定証」という。)を交付するものとする。
- 4 再生利用個別指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 [第2項](#)の規定にかかわらず、再生利用個別指定の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り、[同項第1号](#)から[第4号](#)まで及び[第9号](#)に掲げる書類の添付を要しないものとする。
- 6 [第4項](#)の更新の申請があった場合において、[同項](#)の期間(以下この項及び[次項](#)において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 7 [前項](#)の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 8 再生利用個別指定を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 再生輸送を行う場合
 - ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその収集又は運搬の委託を受けることとされていること。
 - イ 省令第2条の2各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなす。
 - (2) 再生利用を行う場合
 - ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。
 - イ 省令第2条の4各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第1号ロ(1)に掲げる要件に適合する者とみなす。
 - ウ 排出事業者から引き取られた対象一般廃棄物が再生の用に供されること。
 - エ 排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が予定されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
 - (3) 営利を目的としないものであること。
 - (4) 生活環境の保全上の支障が生じないこと。
 - (5) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。(指定の取消し)

第3条 市長は、再生利用個別指定を受けた者(以下この節において「再生利用個別指定業者」という。)が[前条第8項](#)の基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すことができる。

(一般廃棄物再生利用業の変更の申請等)

第4条 再生利用個別指定業者は、その一般廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業変更指定申請書により、市長に当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 指定年月日及び指定番号
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由
- (6) 変更に係る再生利用の方法
- (7) 変更に係る取引関係

- (8) 事業変更予定年月日
- (9) 事業担当者及び連絡先
- (10) 第2条第1項第10号から第13号までに掲げる事項
- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。
(一般廃棄物再生利用業の変更の届出)
- 第5条 再生利用個別指定業者は、第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる事項並びに次に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 第2条第1項第10号の法定代理人
- (2) 第2条第1項第11号の役員、同項第12号の株主又は出資をしている者及び同項第13号の使用人
- 2 前項の規定による届出をする場合においては、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 第2条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事務所の付近の見取図及び個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる事項の変更の場合は、個人にあっては住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあっては定款又は寄附行為(変更に係る事項が名称である場合に限る。)及び登記事項証明書
- (3) 第2条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事業所の付近の見取図
- (4) 第2条第1項第7号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の取引関係を記載した書類
- (5) 前項各号に掲げる事項の変更の場合は、同項各号に掲げる者(当該変更に係る者に限る。)の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(前項第2号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書)
- (一般廃棄物再生利用業の廃止の届出)
- 第6条 再生利用個別指定業者は、その再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出には、指定証を添付しなければならない。
(指定証の再交付)
- 第7条 再生利用個別指定業者は、指定証を紛失し、又は破損したときは、所定の再生利用個別指定業指定証再交付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。
(指定証の書換え、返納等)
- 第8条 再生利用個別指定業者は、第5条第1項各号列記以外の部分の規定により再生利用個別指定の変更の届出をするとき、又は第6条の規定により再生利用個別指定の事業の一部廃止の届出をするときは、併せて指定証を提出し、その書換えを受けなければならない。
- 2 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の指定証、第2号の場合は当該変更に係る指定を受ける前の指定証、第6号の場合は再交付を受ける前の指定証)を市長に直ちに返納しなければならない。
- (1) 前項の規定により指定証の書換えを受けたとき。
- (2) 第4条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の変更に係る指定を受けたとき。
- (3) 指定証に記載された指定の有効期間を満了したとき。
- (4) 第6条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の全部を廃止したとき。
- (5) 第3条の規定により再生利用個別指定の取消しを受けたとき。
- (6) 前条の規定により指定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により指定証の再交付を受けた場合は、紛失した指定証を発見したとき。
(指定を受けた者の責務等)
- 第9条 再生利用個別指定業者は、毎年6月30日以前の1年間における一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに運搬量又は処分量等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 一般廃棄物を車両によって運搬する再生輸送業者にあっては、政令第3条第1号の規定を準用する。
- 第2節 一般廃棄物処理施設
(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)
- 第10条 市長は、次に掲げる許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置、変更)許可証(以下この節において「許可証」という。)を交付しなければならない。
- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可
- (2) 法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可
(許可証の書換え、返納等)
- 第11条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証の書換えを受けなければならない。
- (1) 法第9条第3項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の住所又は氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)の変更の届出を行ったとき。
- (2) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けたとき。

- (3) 法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可を受けたとき。
- (4) 法第9条の7第2項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の相続の届出を行ったとき。
- 2 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。
- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第9条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第9条の2第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたとき又は法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定により法第8条第1項の許可の取消しを受けたとき。
- (4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- (5) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。
- 3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る一般廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第13条 法第9条の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の一般廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(熱回収施設設置者の認定証)

第14条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、所定の熱回収施設設置者認定証(以下この節において「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第15条 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者(以下この節において「認定熱回収施設設置者」という。)は、認定証を紛失し、又は破損したときは、所定の熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第16条 認定熱回収施設設置者は、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)又は法第9条の2の4第1項の認定に係る一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「認定熱回収施設」という。)の熱回収に必要な設備を変更したときは、認定証の書換えを受けなければならない。

2 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第5号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。

(2) 法第9条の2第1項の規定により認定熱回収施設の使用の停止を命じられたとき。

(3) 法第9条の2の4第2項の規定により同条第1項の認定の効力が失われたとき。

(4) 法第9条の2の4第5項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けたとき。

(5) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。

(6) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

(7) 認定熱回収施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第2号の規定により認定証を返納した者の認定熱回収施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた認定証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第17条 ごみ処理施設の設置者は、省令第4条の5第1項第14号の水質検査及びばい煙に関する検査並びに同項第2号ニの引出灰の熱しゃく減量に関する検査を月1回以上、同号の機能検査を年1回以上実施しなければならない。

2 し尿処理施設(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下次条において同じ。)の設置者は、省令第4条の5第2項第12号の水質検査を月1回以上、機能検査を年1回以上実施しなければならない。

(精密機能検査)

第18条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、省令第5条の規定により、精密機能検査を3年に1回以上実施しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置)

第19条 法第15条の2の5の規定による届出を行おうとする者は、所定の産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受け付けたときは、所定の受理書を交付しなければならない。

第3章 産業廃棄物

第1節 事業者

(分析証明書の保有)

第20条 事業者(中間処理業者を含む。次条において同じ。)は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びばいじんに限る。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。

(1) 当該産業廃棄物の水素イオン濃度指数

(2) 油分の含有量及び溶出量(燃え殻、鉱さい及びばいじんに係るものを除く。)

(3) 有害産業廃棄物(有害物質(カドミウム又はその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類をいう。以下同じ。))が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号。以下この条において「有害判定基準」という。)に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。)を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあっては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

ア カドミウム又はその化合物、シアン化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル及びセレン又はその化合物 当該産業廃棄物中の含有量及び当該含有量では有害判定基準に定める基準を超えるおそれがある場合にあつては、有害判定基準に定める方法による検出値

イ 有機りん化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類 有害判定基準に定める方法による検出値

2 前項の分析証明書は、処理の日前6月以内(ポリ塩化ビフェニルにあっては処理の日前、ダイオキシン類にあっては処理の日前1年以内)に、計量法(平成4年法律第51号)第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者(ダイオキシン類については、同法第121条の2に規定する特定計量証明事業の認定を受けた者)又は公共機関が作成したものとする。ただし、当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法を変更した場合には、その変更の都度作成したものとする。

(産業廃棄物の委託等の方法)

第21条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、前条第1項の分析証明書又はその写しを、委託しようとする者に交付しなければならない。

(報告のための帳簿)

第22条 事業者(政令第6条の4に規定する事業者及び法第12条の2第14項に規定する事業者を除く。)は、省令第8条の5第1項第2号の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

2 前項の帳簿の取扱いについては、省令第2条の5第2項及び第3項の例によるものとする。

(認定証の再交付)

第23条 法第12条の7第1項の認定又は同条第7項の変更の認定を受けた者(以下この節において「特例認定事業者」という。)は、省令第8条の38の9に規定する認定証(以下この節において「認定証」という。)を紛失し、又は破損したときは、所定の2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第24条 特例認定事業者は、次に掲げる事項が生じたときは、認定証の書換えを受けなければならない。

(1) 主たる事務所の所在地の変更

(2) 名称及び代表者の氏名の変更

(3) 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更

(4) 産業廃棄物の積替えの場所の所在地及び面積の変更

(5) 積替えのための保管の場所において保管する産業廃棄物の種類の変更

(6) 産業廃棄物の処分の用に供する施設の変更

2 特例認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第2号の場合は当該認定を受ける前の認定証、第4号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。

- (2) 法第12条の7第7項の規定により変更の認定を受けたとき。
- (3) 法第12条の7第10項の規定により認定の取消しを受けたとき。
- (4) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。
- (5) 政令第6条の7の2の規定により廃止の届出をしたとき。

第2節 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業)

第25条 前章第1節の規定は、省令第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の再生利用業の指定について準用する。この場合において、同節中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第2条第1項中「第2条第2号及び第2条の3第2号」とあるのは「第9条第2号及び第10条の3第2号」と、同項第10号中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、同項第11号中「第7条第5項第4号ヌ」とあるのは「第14条第5項第2号ニ」と、同項第13号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、同条第2項第7号中「第7条第5項第4号イからルまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからへまで」と、同項第8号中「第2条の2又は第2条の4」とあるのは「第10条又は第10条の5」と、同項第13号中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、「法定代理人の住民票の写し及び同号イ」とあるのは「法定代理人の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下この項において同じ。)」と、「役員の住民票の写し及び同号イ」とあるのは「役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ」と、同項第14号中「第7条第5項第4号ヌ」とあるのは「第14条第5項第2号ニ」と、「同号イ」とあるのは「法第14条第5項第2号イ」と、同項第15号中「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、同項第16号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項」と、同条第4項中「2年」とあるのは「5年」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第25条において準用する第2条第2項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第25条において準用する第2条第4項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第25条において準用する第2条第6項」と、同条第8項第1号イ中「第2条の2各号」とあるのは「第10条各号」と、同項第2号イ中「第2条の4各号」とあるのは「第10条の5各号」と、同項第5号中「第7条第5項第4号イからルまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからへまで」と、第3条中「前条第8項」とあるのは「第25条において準用する第2条第8項」と、第4条第1項第10号中「第2条第1項第10号から第13号まで」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第10号から第13号まで」と、同条第2項中「第2条第2項及び第3項の規定は、前項」とあるのは「第25条において準用する第2条第2項及び第3項の規定は、第25条において準用する第4条第1項」と、第5条第1項中「第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」と、同項第1号中「第2条第1項第10号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第10号」と、同項第2号中「第2条第1項第11号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第11号」と、同条第2項第1号中「第2条第1項第1号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第1号」と、同項第2号中「第2条第1項第2号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第2号」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。第5号において同じ。)」と、同項第3号中「第2条第1項第4号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第4号」と、同項第4号中「第2条第1項第7号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第7号」と、同項第5号中「前項各号」とあるのは「第25条において準用する第5条第1項各号」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、第8条第1項中「第5条第1項各号列記以外の部分」とあるのは「第25条において準用する第5条第1項各号列記以外の部分」と、「第6条」とあるのは「第25条において準用する第6条」と、同条第2項第2号中「第4条」とあるのは「第25条において準用する第4条」と、同項第4号中「第6条」とあるのは「第25条において準用する第6条」と、同項第5号中「第3条」とあるのは「第25条において準用する第3条」と、第9条第2項中「第3条第1号」とあるのは「第6条第1号」と読み替えるものとする。

第3節 産業廃棄物処理業者

(産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第26条 法第14条の2第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 産業廃棄物処分業の種類(中間処理及び最終処分)の追加
- (4) 許可条件の変更

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

第27条 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

(許可証の書換え、返納等)

第28条 産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の2又は第10条の6に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の変更
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)の変更
- (3) 取り扱う産業廃棄物及び産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更

2 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)
- (5) 法第14条の3の規定により産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき(産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。)
- (6) 前条第1項の規定により産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)
- (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
- (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第29条 産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第4節 特別管理産業廃棄物処理業者

(特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第30条 法第14条の5第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 特別管理産業廃棄物処分量の種類(中間処理及び最終処分)の追加
- (4) 許可条件の変更

(特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出)

第31条 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の特別管理産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

(許可証の書換え、返納等)

第32条 特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の14又は第10条の18に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)の変更
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)の変更
- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更

2 特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の5第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。

- (4) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)
 - (5) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定により特別管理産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。)
 - (6) [前条第1項](#)の規定により特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)
 - (7) [次条](#)の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- 3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。
 - (1) [前項第5号](#)の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
 - (2) [前項第6号](#)の規定により許可証を返納した者が、[前条第2項](#)の規定により特別管理産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第33条 特別管理産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第5節 産業廃棄物処理施設

(許可証の書換え、返納等)

第34条 市長は、産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。)から法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。)の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定により産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、省令第12条の5に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを行わなければならない。

- 2 産業廃棄物処理施設設置者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、許可証([第1号](#)の場合は当該書換えを受ける前の許可証、[第2号](#)の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、[第4号](#)の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。
 - (1) [前項](#)の規定により許可証の書換えを受けたとき。
 - (2) 法第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けたとき。
 - (3) 法第15条の2の7の規定により使用の停止を命じられ、又は法第15条の3の規定により許可の取消しを受けたとき。
 - (4) [次条](#)の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
 - (5) 産業廃棄物処理施設を廃止したとき。
- 3 市長は、[前項第3号](#)の規定により許可証を返納した者に係る産業廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。
- 4 市長は、産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限り。)から法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限り。)の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定により、産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、所定の受理書を交付しなければならない。

(許可証の再交付)

第35条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(産業廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第36条 法第15条の2の7の規定により産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の産業廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の譲受けの許可等)

- 第37条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証を交付しなければならない。
- 2 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6の規定により産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設合併(分割)認可証を交付しなければならない。

(認定証の再交付)

第38条 法第15条の3の3第1項の認定を受けた者(以下この節において「認定熱回収施設設置者」という。)は、省令第12条の11の10に規定する認定証(以下この節において「認定証」という。)を紛失し、又は破損したときは、所定の熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第39条 認定熱回収施設設置者は、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)又は法第15条の3の3第1項の認定に係る産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「認定熱回収施設」という。)の熱回収に必要な設備を変更したときは、認定証の書換えを受けなければならない。

2 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第5号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。

(2) 法第15条の2の7の規定により認定熱回収施設の使用の停止を命じられたとき。

(3) 法第15条の3の3第2項の規定により同条第1項の認定の効力が失われたとき。

(4) 法第15条の3の3第5項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けたとき。

(5) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。

(6) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

(7) 認定熱回収施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第2号の規定により認定証を返納した者の認定熱回収施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた認定証を返納した者に直ちに返還するものとする。

第6節 県外から搬入される産業廃棄物

(県外から搬入される産業廃棄物)

第40条 県外に事業所を有し、当該事業所から生じた産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。以下この条において同じ。)を市内で処分しようとする事業者(法第15条の4の2第1項又は第15条の4の3第1項の規定による環境大臣の認定を受けたものを除く。以下この条において「県外事業者」という。)は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した所定の市内搬入処分事前協議書(以下「事前協議書」という。)を、当該産業廃棄物の最初の市内搬入処分予定日の3月前までに市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 市内に搬入する産業廃棄物の種類

(2) 市内に搬入する当該産業廃棄物の量

(3) 市内に搬入する期間

(4) 当該産業廃棄物を排出する施設

(5) 当該産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとし、その提出部数は、正本1部とする。

(1) 当該産業廃棄物の分析証明書(産業廃棄物の種類ごとに市長が指定する事項の分析証明書とし、計量法第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者(ダイオキシン類については、同法第121条の2に規定する特定計量証明事業の認定を受けた者)又は公共機関が作成したものとする。)

(2) 当該産業廃棄物の排出工程図

(3) 当該産業廃棄物に関する収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に定める事前協議書の提出があったときは、必要に応じて県外事業者の事業所の産業廃棄物を所管する関係公共団体の意見を求め、市内搬入の可否を県外事業者に通知するものとする。

4 県外事業者は、市長が市内搬入処分を認めた場合は、諸法令に定める手続を終了しなければ当該産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

5 第1項の事前協議を行った者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更予定日の1月前までに所定の市内搬入処分事前協議書(再協議)を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、同項の規定は、市内搬入処分事前協議書(再協議)の記載事項について、第2項の規定は、添付書類及び提出部数について準用する。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法

6 第1項及び前項の規定による承認により市内に産業廃棄物を搬入することができる期間は、5年を限度とする。

7 県外事業者は、当該産業廃棄物の適正な処理に努め、その処理について市長の指示に従わなければならない。

第4章 雑則

(最終処分場の台帳の閲覧)

第41条 法第19条の12第3項の規定による台帳(以下この条において「届出台帳」という。)の閲覧をしようとする者は、所定の廃棄物最終処分場台帳閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

2 届出台帳の閲覧場所は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課内とする。

3 届出台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 4 次に掲げる日には、届出台帳を閲覧することができない。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
- 5 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。
- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、届出台帳の閲覧を停止し、又は拒否することができる。
 - (1) 届出台帳を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある者
 - (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
 - (3) 係員の指示に従わない者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年岡山県規則第61号)第12条第1項又は第2項の規定により岡山県知事から指定又は認定を受けている者は、平成16年3月31日までは、この規則第11条第1項の指定を受けているものとみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に岡山県知事のした許可等の処分その他の行為で、この規則の施行日以後において倉敷市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、倉敷市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。
(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)
- 4 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)前に岡山県知事のした法に基づく許可等の処分その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、編入日以後においては、市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則(平成17年7月27日規則第118号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日規則第167号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月12日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第28号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に得ていた倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第33条第1項の規定による承認及び同条第6項の規定による更新の承認に係る効力の期間は、なお従前の例による。
附 則(平成24年7月6日規則第65号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第6号の改正規定(「又は外国人登録証明書の写し」を削る部分に限る。)は、平成24年7月9日から施行する。
附 則(平成27年3月2日規則第12号)
この規則は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(令和2年2月14日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(関係規則の一部改正)
- 2 倉敷市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成24年倉敷市規則第20号)の一部を次のように改正する。
第16条中「第33条」を「第40条」に改める。